

# 平成30年度 公用車売却入札要領

(一般競争入札)

いすみ市 財政課

## <目次>

<入札参加申込みから車両引渡しまでの流れ> .....	1
<b>【入札の概要】</b>	
第1 入札物件 .....	2
第2 入札に参加する者に必要な資格 .....	2
第3 契約上の主な特約 .....	3
第4 入札参加申込み .....	3
第5 入札物品公開の期間及び場所 .....	4
第6 入札書受付期間及び場所 .....	4
第7 入札の方法 .....	4
第8 入札書の記入方法 .....	5
第9 入札無効に関する事項 .....	5
第10 開札 .....	5
第11 落札者の決定 .....	5
第12 入札の変更等 .....	6
第13 入札保証金及び契約保証金 .....	6
第14 契約の締結 .....	6
第15 契約の解除 .....	6
第16 所有権の移転 .....	6
第17 物品引渡し .....	7
第18 公租公課等 .....	7
第19 その他 .....	7
(別紙1)「仕様書」 .....	8
(様式第1号)「入札参加申込書」 .....	9
(様式第2号)「誓約書」 .....	10
(様式第3号)「同意書」 .....	11
(様式第4号)「入札書」 .....	12
(様式第5号)「委任状」 .....	13
入札書記載例 .....	14
委任状記載例 .....	16
入札書の封筒記載例 .....	17
(様式第6号)「公用車売買契約書(案)」 .....	18

<入札参加申込みから車両引渡しまでの流れ>

① 入札参加の申込み

期 間 平成30年8月1日(水)から平成30年8月29日(水)まで  
午前9時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く)

提出物 【個人の場合】

- 入札参加申込書(様式第1号) ○運転免許証の写し
- 住民票 ○印鑑登録証明書 ○納税証明書
- 誓約書(様式第2号)○同意書(未成年、被保佐人、被補助人の方のみ)

【法人の場合】

- 入札参加申込書(様式第1号)
- 運転免許証の写し(従業員のものでも可)
- 履歴事項全部証明書 ○印鑑証明書 ○納税証明書
- 誓約書(様式第2号)

場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課

② 入札物件の公開期間及び場所

期 間 平成30年8月13(月)から平成30年8月29日(水)まで  
午前9時から正午、午後1時から4時(土・日曜日及び祝日を除く)

場 所 いすみクリーンセンター(いすみ市小又井170番地)

③ 入札書受付期間及び場所

期 間 平成30年8月13日(月)から平成30年8月29日(水)まで  
午前9時から午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く)

- 必要書類等
- 入札書(様式第4号) ○封筒
  - 印鑑(印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印)
  - 代理人の印鑑(入札を参加申込人以外が行う場合に限る)
  - 委任状(様式第5号。入札を参加申込人以外が行う場合に限る)

場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課

④ 開札

日 時 平成30年8月30日(木) 午前10時00分

場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 201会議室

⑤ 落札

契約書と納入通知書の交付

⑥ 契約締結時期及び売却代金の納入期限

平成30年9月7日(金)までに契約を締結する。契約書の印紙は不要。  
契約代金及び預託済みリサイクル料金の納入は、契約締結の日から14日以内に完納すること。

⑦ 名義変更等の手続き

落札者の負担で所有権移転登録と同時に一時抹消登録の手続きを行う。  
名義変更に必要な書類等(自動車検査証、委任状、譲渡証明書、ナンバープレート)は売却代金納入後に落札者へ交付する。

⑧ 車両の引渡し

平成30年9月27日(木)を期限とする。

※名義変更等の手続きの完了を確認後、現状渡し。

## 平成30年度公用車売却入札要領

### 【入札物件】

第1 一般競争入札に付する車両は、次のとおりとする。

車名	年式	走行距離 (平成30年6月7日現在)	車検満了日	最低売却価格 (税抜き)
三菱 普通特種車 (塵芥収集車) 4 t	平成16年	221,817km	平成30年6月27日 (車検切れ)	300,000円

※詳細は、別紙1 仕様書のとおり

※走行距離は、駐車場内の移動により増加することがある。

### 【入札に参加する者に必要な資格】

第2 入札の参加者となることができるのは、個人(20歳以上)又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする(いすみ市在住者以外でも参加できます)。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人又は民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 本市の行う競争入札の落札者が本市と契約を締結すること、又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて、本市との契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する本市の職員
- (6) 所在市町村税を滞納している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「不正行為防止等に関する法律」という)第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する

用途に供しようとする者

- (8) 前2号に掲げる者から委託を受けた者

#### 【契約上の主な特約】

第3 公序良俗に反する使用の禁止について次の特約を付するものとする。

- (1) 売払物件を不当行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
  - (2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、買主は前号の使用の禁止を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定めに反する使用をさせてはならない。
  - (3) 売払物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1号の定めに反する使用をさせてはならない。
- 2 前項について、本市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとし、買主及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。
- 3 第1項に違反したときは売買代金の100分の30の額を違約金としていすみ市に支払わなければならない。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 売払物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。

#### 【入札参加申込み】

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込書（様式第1号）を提出して所定の手続きをしなければならない。申込書類は返却しないものとする。

2 郵便、電話、ファックス、電子メール等による申込みは認めない。

- (1) 受付期間 平成30年8月13日（月）から平成30年8月29日（水）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く）

- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで

(3) 提出書類

ア 個人の場合

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号・印鑑登録証明書の印で押印のこと）
- (イ) 運転免許証の写し
- (ロ) 住民票（発行後1箇月以内のもの）
- (ハ) 印鑑登録証明書（発行後1箇月以内のもの）
- (ニ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので、平成28年度、平成29年度において所在市町村税の未納のない証明）
- (ホ) 誓約書（様式第2号）
- (ヘ) 同意書（様式第3号・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

イ 法人の場合

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号・印鑑証明書の印で押印のこと）
- (イ) 運転免許証の写し（従業員のものでも可）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（発行後1箇月以内のもの）
- (エ) 印鑑証明書（発行後1箇月以内のもの）
- (オ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので、直近2か年度において所在市町村税の未納のない証明）
- (カ) 誓約書（様式第2号）

※ 提出した書類は返却しない。

※ 受付期間内に全ての書類を提出するものとし、期間は厳守とする。

- (4) 受付場所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課 いすみ市大原 7400 番地 1

【入札物品公開の期間及び場所】

第5 入札物品公開は、次の期間、場所において行う。

- (1) 期 間 平成30年8月13日（月）から平成30年8月29日（水）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く）  
午前9時から正午、午後1時から4時

- (2) 場 所 いすみクリーンセンター（いすみ市小又井170番地）

2 物品の確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する日時を財政課へ連絡すること。電話での車両に関する質問は一切応じかねますので、予めご了承ください。

【入札書受付期間及び場所】

第6 入札の受付は、次の期間、場所において行う。

- (1) 期 間 平成30年8月13日（月）から平成30年8月29日（水）まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く）  
午前9時から午後4時まで

- (2) 場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課

【入札の方法】

第7 入札は、所定の入札書（様式第4号）により行う。その際に入札用封筒（別記）及び印鑑（印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印）を持参すること。

2 入札者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状（様式第5号）を提出しなければならない。更に代理人自身の印鑑を持参すること。

3 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。

### 【入札書の記入方法】

第8 入札書には、入札金額、入札者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定の事項を記入のうえ、本人の印を押さなければならない（代理人が入札する場合は代理人自身の住所、氏名の記入及び押印を行うこと）。

2 入札金額は、アラビア数字を用いて表示しなければならない。

3 入札金額は、見積もった契約希望代金の108分の100に相当する額とすること。  
（消費税額及び地方消費税額を抜いた額とすること。）なお、実際の契約金額は、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額となる。

### 【入札無効に関する事項】

第9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札を行う資格のない者の行った入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札書記載の金額を訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のないもの又はその記載が確認できないもの
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一事項に対して2通以上の入札を行ったもの
- (6) 他の入札者の代理人となり、又は2人以上の代理人となった者の入札
- (7) 入札の際、談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (8) 郵便、ファックス、電子メール等による入札
- (9) 前各号に掲げるもののほかいすみ市財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札

### 【開札】

第10 開札は、入札会場において行う。

- (1) 日 時 平成30年8月30日（木） 午前10時
- (2) 場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 201会議室

### 【落札者の決定】

第11 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

2 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとし、この場合において入札者はくじ引きを辞退することができないものとする。

3 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）及び落札価格を入札者に知らせるものとする。

### 【入札の変更等】

第12 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

### 【入札保証金及び契約保証金】

第13 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

### 【契約の締結】

第14 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内（ただし、土・日曜日及び祝日を除く）に別添公用車売買契約書をいすみ市財政課に提出して契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約締結の日から14日以内に契約代金及び預託済みリサイクル料金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。なお、契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税額を加算した額となる。

3 落札者は、物品引渡しの完了以前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

4 落札者は、入札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

5 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。

6 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額（落札者が入札した金額）にて行うものとし、かつ、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

### 【契約の解除】

第15 契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。

(3) 前2号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

### 【所有権の移転】

第16 所有権移転の時期は、契約代金が完納したときに移転する。



### 【物品引渡し】

第17 物品引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。

(1) 期 限 平成30年9月27日(木)

(2) 場 所 いすみクリーンセンター(いすみ市小又井170番地)

2 契約者(落札者)は、前項第1号に定める引渡し期限までに、名義変更手続き(所有権移転登録と同時に一時抹消登録)を完了しなくてはならない。

※名義変更手続き完了後は、速やかに所轄運輸支局等から交付される登録識別情報等通知書の写しを提出すること。

3 名義変更手続き及び車両の運送等にかかる費用は、契約者(落札者)の負担とする。

4 契約者(落札者)への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

### 【公租公課等】

第18 物品引渡し後の公租公課等は、契約者(落札者)の負担とする。

### 【その他】

第19 車両のデザイン・文字は、車両の引渡し後、20日以内に落札者が塗りつぶし等により、判読できないように抹消し、抹消したことが確認できる車両の写真を財政課に提出すること。

2 車両引渡し時に受領書を提出すること。

3 この公告に定めのない事項については、いすみ市財務規則によるものとする。

(問合せ先)

いすみ市役所 財政課 管財班

TEL 0470-62-1216

## 別紙 1

## 仕 様 書

売却物件	普通特種車（塵芥収集車）	
数量	1台	
売却予定価格	300,000円	
自動車登録番号	袖ヶ浦88 さ 6666	
登録年月日	平成16年6月14日	
初年度登録年月	平成16年6月	
自動車の種別	普通	
用途	特種	
自家用、事業用の別	自家用	
車体の形状	塵芥車	
車名	三菱	
型式	KK-FK71HD	
乗車定員	3人	
最大積載量	2050kg	
車両重量	5780kg	
車両総重量	7995kg	
車体番号	FK71HD-765178	
原動機の形式	6M61	
長さ	647cm	
幅	220cm	
高さ	264cm	
総排気量	8.20リットル	
燃料の種類	軽油	
前前軸重	1900kg	
後後軸重	3880kg	
自動車検査証有効期限	車検切れ（平成30年6月27日）	
走行距離（*）（H30.6.7現在）	221,817km	
MT車・AT車の別	MT	
エアコン	あり	
ぎ 装 品	メーカー	株式会社モリタエコノス
	架装型式	PB5α型 PB681E型
	製造番号	46117532
	積込・排出方式	プレスマスタ方式
	容積	8.1立方メートル
リサイクル料金	11,510円	
特記事項	・排出シリンダー部からのオイル漏れがするため、シリンダー交換を要する。	

\*施設内の移動等のため、走行距離は増加する場合があります。

様式第1号

## 公用車売却一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

いすみ市長 太田 洋 様

申込人 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

下記公用車の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

### 記

物件名： 三菱 普通特種車（塵芥収集車） 4 t

### ※添付書類

- 【個人】 運転免許証(写し)、住民票、印鑑登録証明書、納税証明書、誓約書、同意書（必要な方のみ）
- 【法人】 運転免許証(写し)、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書、誓約書

## 誓 約 書

平成 年 月 日

いすみ市長 太 田 洋 様

私はいすみ市が実施する公用車売却一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 平成 3 0 年度公用車売却入札要領第 2 に記載する各号のいずれにも該当しません。
- 2 入札に際し、平成 3 0 年度公用車売却入札要領、売買契約書の内容を遵守し、入札物件の法令上の規制を承知のうえで参加します。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制及び売買契約書の内容を遵守します。

申込人 住 所

氏 名

㊞

様式第3号

## 同意書

平成 年 月 日

いすみ市長 太田 洋 様

住 所

氏 名

⑩

入札申込者との関係 \_\_\_\_\_

下記の者が入札に参加し、落札の際は売買契約を締結することに、

\_\_\_\_\_として同意します。

記

(入札申込人) 住 所

氏 名

⑩

様式第4号

入 札 書  
(公用車売却一般競争入札)

平成 年 月 日

いすみ市長 太 田 洋 様

(住所)

(氏名)

⑩

下記のとおりいすみ市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

百	拾	万	千	百	拾	円

(物件名) 三菱 普通特種車 (塵芥収集車) 4 t

※入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入してください。

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印(代理人の印鑑)してください。

# 委 任 状

平成 年 月 日

いすみ市長 太 田 洋 様

(申込人) 住 所

氏 名

⑩

今般 を代理人と定め、

公用車売却一般競争入札について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人

⑩

**入札書 記載例**  
(入札申込人本人が入札に参加する場合)

様式第 4 号

入 札 書  
(公用車売却一般競争入札)

平成 年 月 日

いすみ市長 太 田 洋 様

(住所) いすみ市□□〇〇〇番

(氏名) いすみ 太 郎



①申込人本人の住所・氏名

②入札参加申込書に押印した印 (実印)

下記のとおりいすみ市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

百	拾	万	千	百	拾	円
	1	2	8	0	0	0

(物件名) 三菱 普通特種車 (塵芥車)

③消費税抜きの購入希望額をアラビア数字で記入

※入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入してください。  
 ※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印 (代理人の印鑑) してください。



入札書 記載例  
(代理人が入札に参加する場合)

様式第4号

入 札 書  
(公用車売却一般競争入札)

平成 年 月 日

いすみ市長 太 田 洋 様

(住所) いすみ市□□〇〇〇番

(氏名) 千葉 二 郎



①代理人(当日来られる方)の住所・氏名

②代理人の印

下記のとおりいすみ市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

百	拾	万	千	百	拾	円
	1	2	8	0	0	0

(物件名) 三菱 普通特種車 (塵芥車)

③消費税抜きの購入希望額をアラビア数字で記入

※入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入してください。  
※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印(代理人の印鑑)してください。


様式第5号

# 委任状

平成 年 月 日

いすみ市長 太田 洋 様

(申込人) 住 所 いすみ市△△△〇〇番地

氏 名 〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 夷隅 一郎 

①申込人本人の住所・氏名

②入札参加申込書に押印した印（実印）

③代理人（当日来られる方）の氏名

今般 千葉 二郎 を代理人と定め、  
公用車売却一般競争入札について、下記の権限を委任します。  
なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 その他上記委任事項に関する一切の件

④代理人の氏名

⑤代理人の印（入札書押印と同じ印）

代理人 千葉 二郎 

**代理人が入札するときは、必ず委任状が必要になります。**

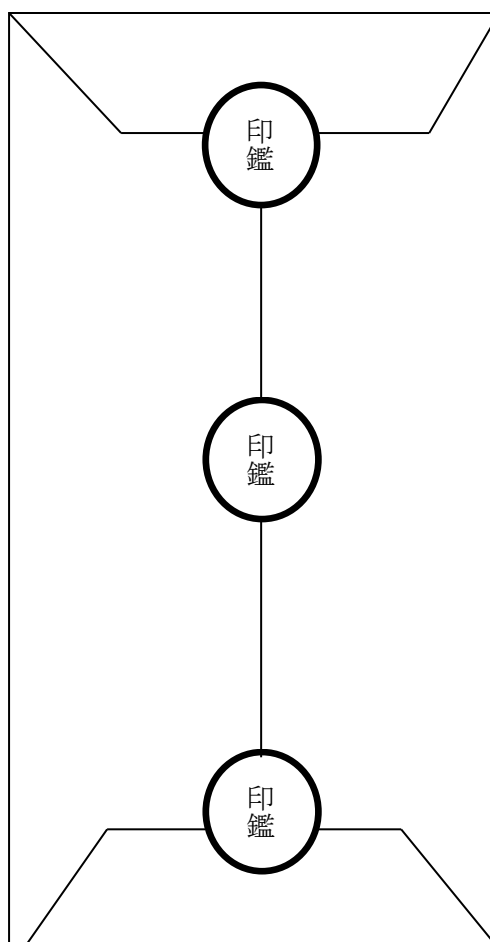
また、1度で落札者が決定しない場合、直ちに再度入札を行いますので、  
入札者の意思を確実に反映できる方を委任してください。

## 入札書の封筒記載例

封筒（表）

いすみ市長 太田 洋 様	
入 札 書 在 中	
公用車売却一般競争入札 入札物件 三菱 普通特種車（塵芥収集車） 4 t	
住所	名前
⑩	

封筒（裏）



### ☆注意事項☆

- ・ 縦書き、横書きは問いません。
- ・ 表面に朱書きで「入札書在中」と記載してください。
- ・ 入札書を入れて封筒の張り合わせ部分に実印を押印してください。

### 代理人が入札する場合

- ・ 入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）してください。
- ・ 封筒の裏面は代理人の印鑑を押印してください。

(様式第6号)

公用車売買契約書(案)

いすみ市(以下「売払者」という。)と (落札者) (以下「買受者」という。)とは、次の条項により売買契約を締結する。

(物件の表示)

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

車名	三菱
車種	普通特種車(塵芥収集車) 4t
登録番号	袖ヶ浦 88 さ 6666

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、これを免除する。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 (入札金額+消費税・地方消費税の額) 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とする。

(代金の支払)

第4条 買受者は、売払者の発行する納入通知書により、平成 年 月 日までに、売買代金全額を売払者に支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、買受者が売買代金の支払いを完了した時、買受者に移転する。

(所有権移転手続等)

第6条 所有権移転に関する手続きは、買受者が行うものとし、移転に要する一切の費用は買受者の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 売買物件は現状渡しとし、前条に定める手続きが完了した後、引き渡すものとする。

2 売買物件の管理責任は引渡しと同時に売払者から買受者に移転し、買受者は、その責任と負担において売買物件の管理、輸送、保管等を行うものとする。

(危険負担)

第8条 買受者は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、売払者の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売払者に対して売買代金の減免を請求することができない。

(瑕疵担保)

第9条 買受者は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の

解除をすることができない。

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第10条 買受者は、第6条による手続きが完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 買受者は、第6条による手続きが完了するまでの間は、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(禁止用途)

第11条 買受者は、売買物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

2 買受者は、売買物件について第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合(抵当権を除く。)には、前項及び第12条に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(実地調査等)

第12条 売払者は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は買受者に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、買受者は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 買受者は、第11条第1項及び第2項に定める義務に違反したときは、金[売買代金の3割の金額(円未満切り捨て)]円を違約金として売払者に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

(契約解除)

第14条 売払者は、買受者が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 前条の規定により本契約を解除した場合において、売払者に損害があるときは、売払者は買受者に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第16条 買受者は、売払者が第14条の規定により本契約を解除したときは、売払者の指示する期日までに、買受者の負担において売買物件を原状に回復して売払者に返還しなければならない。ただし、売払者が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

2 買受者は、前項の規定により売買物件を売払者に返還するときは、売払者の指示する期日までに、売払者の指示する売買物件の所有権移転手続きに必要な書類を売払者に提出しなければならない。

(返還金)

第17条 売払者が、第14条により本契約を解除した場合、売払者と買受者は、互いに有する金銭債権を対等額について相殺し、差額がある場合はその差額について返還又は請求する。

2 売払者は、前項により買受者に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第18条 買受者は、売払者が第14条により本契約を解除した場合において、買受者が本契約締結のために支出した費用及び売買物件に投じた必要費、有益費等の費用、並びに売買物件にかかる公租公課は、これを売払者に請求しない。

(費用負担)

第19条 本契約の締結に要する費用は、買受者の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第20条 買受者は、売買物件の法令等の規制を熟知のうえ、この契約を締結したものである事を確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第21条 売払者買受者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、売払者買受者協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払者買受者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

千葉県いすみ市大原 7400 番地 1  
売払者 い す み 市  
いすみ市長 太 田 洋

買受者

## 入札とは？

一般競争入札とは、市があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で、一番高い価格を入札された方が購入いただける方法です。

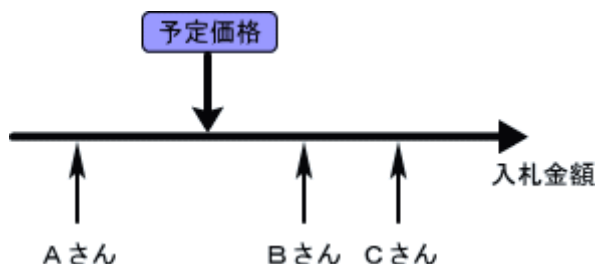
### 1 入札参加申込書の提出と売買物件の確認

まず、入札に参加するために、期日までに入札参加申込書、誓約書等を提出していただきます。また、売買物件は公開しますのて、財政課に連絡のうえ、確認いただくようお願いいたします。

### 2 入札・開札

予定価格以上で一番高い価格を入札された方を落札者とします。

同価格の入札者が二人以上ある場合はくじ引きにより落札者を決定します。



※Aさんは予定価格を下回っているため落札できません。

※Bさんは予定価格を上回っているもののCさんよりは下回っているため落札できません。

※Cさんは予定価格を上回り、かつ、最高ですので落札者となります。

### 3 契約

落札者には、指定された期日までに契約を締結していただきます。

### 4 契約金額の納入

落札者には、指定された期日までに契約金額を納入していただきます。

### 5 物件の引渡し

契約金額の納入と同時に所有権移転がなされたものとみなします。

名義変更手続き及び車両の運搬等は、落札者が自ら行います。現物の引渡しは、名義変更手続きの完了確認後といたします。

※名義変更等手続きに係る一切の費用は、落札者の負担になります。

なお、入札の参加に際しては、次の入札心得をお読みいただき、入札にご参加くださるようよろしくお願いいたします。

## 入 札 心 得

- 1 入札書は、所定の手続により指定された時刻までに提出しなければならない。
  - 2 代理人が入札しようとするときは、入札者の委任状を持参し、入札時に入札執行者に提出しなければならない。
  - 3 入札者は、次の者に入札の行為を代理人として委任することはできない。
    - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者
    - (2) 法人企業の場合は、その役員及び使用人以外の者
    - (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代理するに足りると認められた以外の者
  - 4 入札者(入札代理人を含む。以下同じ。)は、入札書提出後、入札書の引換え、変更若しくは取消しをすることができない。
  - 5 予定価格の範囲内の額の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。この場合における入札回数は、初回を合わせて 2 回を限度とし、次の各号の一に該当する入札を行った者は、再度の入札に参加させない。ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は無効とする。
    - (1) 入札無効の各事項に抵触した入札
    - (2) 最低制限価格が設けられているときは、これに満たない金額をもって行った入札
    - (3) 前回の入札における最低入札金額以上の金額(売払いについては、下回る金額)をもって行った入札
  - 6 入札者は、入札が終了するまでは、入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。
  - 7 指名を受けた者は、入札執行が終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - (1) 入札執行前であっては、入札辞退届を契約権者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達したものに限る。)して行う。
    - (2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
  - 8 入札辞退を理由に、以後の指名等に不利益な取扱を受けるものではない。
  - 9 入札辞退等により入札者が 1 人のときは、入札の執行を取りやめる(一般競争入札を除く。)
  - 10 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
  - 11 入札者が連合し、又は不正の行為を行う等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を取りやめることがある。
  - 12 落札者の契約をなすべき期限は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内とする。
- ※ 入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税抜金額を入札書に記載すること。